鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、市内の事業者が、本市が策定した「鳥取市スマートエネルギータウン構想」に盛り込んだエネルギービジネス活動の取り組みにあたっての実証、調査及び設備導入事業等に係る経費を支援することにより、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消の推進、地域エネルギー産業・地域資金循環の活性化及び雇用の創出を図ることを目的として交付する。

（定義）

第３条　この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する者をいう。

（補助対象事業）

第４条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第１欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第５条　本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第２欄に掲げる者とする。

（補助対象経費）

第６条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第３欄に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第７条　本補助金は、補助対象経費に別表第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額（１，０００円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金額は、別表第５欄に定める額を限度額とする。

（補助事業の募集等）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより行う補助事業の募集に応募しなければならない。

（補助事業の選定等）

第９条　市長は、別に定めるところにより鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を置くものとし、審査会は、前条の規定による応募があった事業について、補助事業者及び事業の選考並びに補助金の交付額の査定（以下

「選考等」という。）を行う。

２　市長は、前項の規定による選考等が終了したときは、速やかにその結果を補助事業の募集に応募した者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による選考等の結果を尊重し、補助事業者及び事業並びに補助金の交付額を決定するものとする。

（交付申請）

第１０条　本補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに規則第４条に規定する補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　規則第４条第１号及び第２号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

⑴鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金事業計画書（様式第１号）

⑵鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金収支予算書（様式第２号）

⑶市税等納付状況確認同意書（様式第３号）

（事業の内容変更等）

第１１条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

⑴本補助金の増額

⑵本補助金の２割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第１２条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する場合以外のすべての場合とする。

（実施状況報告）

第１３条　補助事業者は、市長の求めのあったときは、速やかに、鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金事業実施状況報告書（様式第４号）により補助事業の実施状況について報告しなければならない。

（実績報告）

第１４条　規則第１２条第１号及び第２号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

⑴鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金事業報告書（様式第５号）

⑵鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金収支決算書（様式第６号）

２　規則第１２条の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに行われなければならない。

（財産の処分制限）

第１５条　規則第１６条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令１５条）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間とする。

２　規則第１６条第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

⑴取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

⑵その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（成果の発表）

第１６条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について当該補助事業者に発表を求めることができる。

（雑則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第４条、第５条、第６条、第７条関係）

１　補助対象事業 内容	２　補助対象者	３　補助対象経費	４　補助率	５　限度額
⑴「鳥取市スマートエネルギータウン構想」の取組内容（※1）で、ビジネス活動を行うための実証、調査及び設備導入を行う事業であること。 ※１：本構想取組内容は以下のとおり ①バイオマス、コージェネレーション等による熱電供給事業の展開 ②地域の再生可能エネルギー導入促進 ③快適な住環境の構築（蓄電池・スマートグリッドを導入した省エネ・省コスト事業、ＥＶを活用した新交通システム） ④農業を融合させた事業モデルの構築 ⑵　⑴のうち、発電を行う場合は、「株式会社とっとり市民電力」への調達電源とする導入可能性調査・検討を実施する事業であること。 ⑶新たに実施する事業又は既に実施している事業を拡大する事業（当該拡大する部分に限る。）であること。 ⑷補助事業の開始後５年以上継続して当該補助事業を実施する計画があること。 ⑸以下各号いずれかが該当しない事業であること。 ①国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けた事業 ②法令に違反する事業 ③宗教的又は政治的活動に関する事業 ④収入が発電による売電収入のみの事業	⑴鳥取市内に本社、営業所等を有する中小企業者 ⑵次に掲げる市税等の滞納していない者であること。 ①市税 ②国民健康保険料 ③後期高齢者医療保険料 ④介護保険料 ⑤保育所保育料 ⑥下水道使用料 ⑦下水道受益者負担金	⑴負担金・役務費 事業の遂行に必要な調査・調整等を行うための負担金・手数料 ⑵委託費 調査・設計・分析の委託に係る経費 ⑶謝金又は旅費 調査・設計・分析に係る外部の専門家に対する謝金又は旅費 ⑷機械装置等使用料・購入費 事業に必要な機械装置等の購入・製造・改修・据付け等に要する経費（建物及び用地の取得に係る経費を除く。）	１／２	2,000 千円

様式第１号（第１０条関係）

鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金事業計画書

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業の名称

（具体的な内容が分かる事業名を記載してください。）

２　事業化への動機、事業目的・経営理念

事業化への動機、背景等 事業の目的・経営理念

３　事業概要

事業の概要（商品・サービスのコンセプト、事業内容、価格等）

４　事業の実現可能性

ニーズの把握（どの程度のニーズがあるのか）
地域、行政等との連携体制（現在の連携体制及び今後、想定される連携体制）
事業の執行体制（現在の執行体制及び今後、想定される執行体制）
事業に対する知識・経験の有無

５　事業の発展性・継続性

事業の発展性
事業の継続性

６　事業の独創性

様式第２号（第１０条関係）

鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金収支予算書

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入内訳（資金調達内訳）　（単位：円）

区　分		予　算　額	備 考
補助金			
自己資金			
その他収入	事業に伴う収入		
	協賛金等		
	その他		
合　　計			

２　支出内訳　（単位：円）

区分	項　　目	予 算 額	備 考
補助対象経費			
	小　計		
補助対象外経費			
	小　計		
合　計（総事業費）			

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

鳥取市長　様

申請者
住　　所
氏　　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第４号（第１３条関係）

鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金事業実施状況報告書

年　　月　　日

鳥取市長　　様

申請人　住所
氏名

　　年　月　日付け鳥取市指令　第　号をもって交付決定された鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金の事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の内容

２　補助事業の実施状況

（単位：円）

経費の区分	交付決定額 （A）	実績額 （B）	進捗率 （B/A）％	差額 （A-B）	実績見込額
事 業 費 （人件費除く）					
事 業 費 （人 件 費）					
合　計					

様式第５号（第１４条関係）

鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金事業報告書

１　事業の名称
２　事業の内容
３　事業の経過及び成果 （１）事業の経過 （２）成果
４　事業の課題、今後の展望

添付資料　成果のわかる資料、写真等

様式第６号（第１４条関係）

鳥取市地域エネルギービジネス支援事業補助金収支決算書

１　収入内訳（資金調達内訳）　（単位：円）

区　分		予算額	決算額	増減（△）	備 考
補助金					
自己資金					
その他収入	事業に伴う収入				
	協賛金等				
	その他				
合　　計					

２　支出内訳　（単位：円）

区分	項　　目	予算額	決算額	増減（△）	備 考
補助対象経費					
	小　計				
補助対象外経費					
	小　計				
合　計（総事業費）					

備考

※１：支出の部については、区分ごとに明細書を作成すること。明細書の項目は、単位、数量、単価、納入年月日、支払年月日、支払先、備考とする。

※２：補助事業に要する経費の未払いについては、支出予定年月日を記載すること。

※３：補助対象物件については、領収書（写）を添付すること。